

社会福祉法人 あやめ会 定款細則

(理事長の専決事項)

第1条 定款第26条第1項ただし書にいう理事長の専決事項を次のとおり定める。

1. 職員の任免。ただし、施設長の任免その他重要な人事を除く。
2. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
3. 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
4. 建設工事請負や物品納入等の契約のうち（1）に定めるような軽微なもので、（1）の契約金額が（2）に定める金額以下のもの。
なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
 - (1) ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等
 - (2)

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	
食料品・物品等の買入れ	1,000万円
上記にあげるもの以外	

5. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。取得、改良に係る契約については5.(2)に定める金額の範囲内とする。
6. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
ただし、1個又は1組の取得価格が1,000万円を超える物品の売却、廃棄については専決事項から除くものとする。
なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
7. 予算上の予備費の支出。

8. 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
9. 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
なお、寄付金の募集に関する事項は専決できない。

(副理事長が業務を分担執行する範囲)

第2条 定款第19条第2項による副理事長が法人の業務を分担執行する範囲を次のとおり定める。

1. 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
2. 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

附則

- 1.この細則は平成15年12月20日から施行
- 2.平成29年4月1日 第1条 変更
- 3.平成29年6月17日(定時評議員会) 第1条 変更、第2条 追加